

周産期コロナ受入医療機関管理者各位

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る妊婦の入院・療養について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和2年11月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について(要請)」を受け、11月27日に開催された「神奈川県感染症対策協議会」において、妊婦の入院・療養の体制について提案し、了承が得られたところです。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の陽性となった妊婦に対しては、感染症法第19条及び第20条に基づき入院勧告を行い、入院後、医師が重症度評価をします。その結果、36週までの妊婦で産科異常がなく新型コロナウイルス感染症の症状が無症状・軽症の場合など、医師が入院の必要がないと判断し、かつ、自宅または宿泊療養施設において丁寧な健康観察を行うことができる場合は、自宅療養または宿泊療養へ移行することとしますので、御対応をよろしくお願いします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会長、公益社団法人神奈川県病院協会会長、公益社団法人神奈川県助産師会長あて、別途通知しておりますことを申し添えます。

【添付資料】

- 「令和2年度第6回神奈川県感染症対策協議会資料」（周産期関係）

（参考資料）

- 「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について(要請)」（令和2年11月22日付け事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

問合せ先

災害医療グループ 農澤、田村、滝田

電 話 045-285-0657（直通）

F A X 045-633-3770

電子メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp